平成30年4月17日参議院文教科学委員会議事録

○委員長(高階恵美子君) 次に、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案について、発議者松沢成文君から趣旨説明を聴取いたします。松沢成文君。

○松沢成文君 ただいま議題となりました国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律 案につきまして、発議者を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

現在、世界には、美術のオリンピックとも称されるベネチア・ビエンナーレに代表されるように、国際的に大きな影響力を有する文化芸術の祭典があります。我が国においても、そのような世界レベルの国際文化交流の祭典を実施していくことは、世界の文化芸術の発展に貢献するものであり、国内の文化政策の観点に加え、我が国の国際的地位の向上等の観点からも重要な課題となっております。

また、近年、日本各地において、地域の歴史や風土等を生かした各種の国際文化交流の祭 典が実施されており、これらは活力ある地域社会の実現にもつながるものであります。

本法律案は、このような視点に立ち、国際文化交流の祭典の実施を推進するために必要な事項を定めようとするものであります。

以下、本法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、基本理念として、国際文化交流の祭典の実施の推進について、国際文化交流の場の提供により我が国に対する諸外国の理解の増進等を図ること、世界レベルの祭典の実施を目指すこと、全国各地において多彩な祭典が実施されるようにすること等を定めております。第二に、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、政府は、必要な財政上、税制上の措置等を講じなければならないとしております。

第三に、政府は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を定めなければならないとしております。

第四に、基本的施策として、国は、世界レベルの祭典及びこれを目指す大規模な祭典について、継続的かつ安定的な実施、国際的な評価の確立及び向上等に必要な施策を講ずるとともに、地域の祭典を含む幅広い国際文化交流の祭典について、その企画等に関し専門的能力を有する者の確保、祭典の実施の支援等に必要な施策を講ずるものとしております。また、地方公共団体においても、国の施策を勘案し、地域の実情に応じた施策を講ずるものとしております。

第五に、政府は、文部科学省、外務省、経済産業省、国土交通省等の関係行政機関相互の 調整を行うことにより、国際文化交流の祭典の実施の総合的、効果的かつ効率的な推進を図 るため、国際文化交流の祭典推進会議を設けるものとしております。

以上が本法律案の提案の趣旨及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださりますようお願いを申し上げます。